

原子力災害対策指針（改定原案）及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（案）の概要について

平成 27 年 3 月 5 日
原子力規制庁

1. 概要

原子力災害対策指針（以下「指針」という。）に挙げられた検討課題について、原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催して検討を進めてきた。

これまでの検討結果等を踏まえ、指針及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号。以下「通報事象等規則」という。）に反映するための改正案を別紙のとおり取りまとめ、当該改正案に対する意見募集を実施するもの。

2. 改定案のポイント

（1）指針関係

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設に係る原子力災害対策に関すること

- ・当該原子炉施設の状態は他の実用発電用原子炉施設と異なることから、指針に規定する原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当該原子炉施設に特有の取り決めを設ける。

○UPZ 外における防護措置の実施方策に関すること

- ・原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施することとする。

○SPEEDI 等の予測的手法に関すること

- ・「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の運用について」（平成 26 年 10 月 8 日第 31 回原子力規制委員会）に基づいて、必要な修正を行う。

(2) 通報事象等規則関係

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設に係る通報すべき事象等に関する事

- ・当該原子炉施設の状態は他の実用発電用原子炉施設と異なることから、当該規則に規定する原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報の判断基準及び同法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準となる事象について、当該原子炉施設に特有の取り決めを設ける。

以上